

大気汚染防止法の届出案内

ば い 煙 発 生 施 設

届出窓口：仙台市環境局環境部環境対策課大気係
仙台市役所二日町第二仮庁舎 5階
（青葉区二日町6－12 MSビル二日町）
直通電話：022-214-8222

（令和7年3月）

目 次

1. 届出

(1) 届出を必要とする地域	2
(2) 届出を必要とする施設の主なもの	2
(3) 設置届	3
(4) 使用届（経過措置）	3
(5) 構造等の変更届	3
(6) 氏名等の変更届	3
(7) 使用廃止届	3
(8) 承継届	4
(9) 届出先	4
(10) 添付資料	4

2. 規制基準について

(1) いおう酸化物	5
(1-1) 排出基準	5
(1-2) 使用燃料中のいおう含有率	5
(2) ばいじんに係わる排出基準	6
(3) 塩化水素に係わる排出基準	6
(4) 窒素酸化物に係わる排出基準	7
(5) ばい煙等の自主測定	8

大気汚染防止法【ばい煙発生施設】

1. 届出

(1)届出を必要とする地域

仙台市内全域

(2)届出を必要とする施設の主なもの（施行令別表第一抜粋）

	施設の種類	規 模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 平方メートル以上であるか、又は、焼却能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であること。
29 30	ガスタービン ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
31 32	ガス機関 ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 リットル以上であること。

※適用除外等

電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、又は鉱山保安法に規定する経済産業省令で定める施設であるばい煙発生施設に該当する施設については、関東東北産業保安監督部東北支部に届出をしてください。

詳しくは、関東東北産業保安監督部東北支部（022－263－1111（代表））にお問合せ下さい。

なお、改善命令等及び緊急時の措置については、適用除外になりません。

※重油換算の方法

①昭和 46 年 8 月 25 日付 環大企第 5 号 環境庁大気保全局長通知

重油 10L＝液体燃料 10L＝ガス燃料 16m³＝固体燃料 16kg

に相当するものとして取り扱う。

②平成 2 年 12 月 1 日付 環大規第 384 号 環境庁大気保全局長通知

ガス機関・ガソリン機関のガス燃料については次のとおりとする。

$$\text{重油換算量(L/h)} = (\text{気体燃料の発熱量(kcal/m}^3\text{N)} / \text{重油の発熱量(kcal/L)}) \times \text{気体燃料の燃焼能力(m}^3\text{N/h)}$$

上式の気体燃料の発熱量は総発熱量、重油の発熱量は 9,600kcal/L とする。

(3)設置届

- ・ばい煙発生施設を設置する場合には事前(工事着工 60 日前まで)に届出が必要です。
- ・届出書が受理された日から 60 日間の実施の制限(その届出が受理された日から 60 日後でなければ設置してはいけません。)を受けます。但し、届出の内容が法に適合すると認めるときには実施制限期間を短縮することができます。
- ・届出書類は正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。
- ・内容審査後に副 1 部をお返しします。

様式第1 + 別紙1 + 別紙2 + 別紙3 + 添付資料

(4)使用届出[経過措置]

- ・法改正などにより新たに届出を必要とする施設が指定された際、現にその施設を使用している場合には 30 日以内に届出が必要です。
- ・届出書類は正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。
- ・内容審査後に副 1 部をお返しします。

様式第1 + 別紙1 + 別紙2 + 別紙3 + 添付資料

(5)構造等の変更届

- ・届出されたばい煙発生施設の構造、使用の方法、ばい煙の処理の方法について変更しようとするときは着工 60 日前に届出が必要です。
- ・届出書が受理された日から 60 日間の実施の制限(その届出が受理された日から 60 日後でなければ変更してはいけません。)を受けます。但し、届出の内容が法に適合すると認めるときには実施制限期間を短縮することができます。
- ・届出書類は正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。
- ・内容審査後に副 1 部をお返しします。

様式第1 + 別紙1 + 別紙2 + 別紙3 + 添付資料

(6)氏名等の変更届

- ・届出されたばい煙発生施設について、届出者・事業所の名称や住所に変更があったときはその日から 30 日以内に届出をすることが必要です。
- ・届出書類は正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。
- ・騒音規制法、振動規制法、及び水質汚濁防止法の氏名等の変更届と共通の様式です。
- ・担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

様式第4

(7)使用廃止届

- ・届出されたばい煙発生施設の使用を廃止したときはその日から 30 日以内に届出をすることが必要です。
- ・届出書類は正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。
- ・担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

様式第5

(8)承継届

- ・届出されたばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者はその日から 30 日以内に届出をすることが必要です。
- ・届出書類は正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。
- ・騒音規制法、振動規制法、及び水質汚濁防止法の承継届と共通の様式です。
- ・担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

様式第6

(9)届出先

仙台市環境局環境部環境対策課大気係

住所:〒980-8671

仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町 5階

電話:直通 022-214-8222

メール:kan007120@city.sendai.jp

(10)添付資料

- ①ばい煙の発生及び処理に係る計算書、及び使用燃料等の成分表
- ②ばい煙の発生及び処理に係る操業のフローシート
- ③事業場への案内図、事業場平面図、施設の位置図、地面から排出口までの高さがわかる図面等
図面には、排ガス測定口の位置、測定口径、測定口位置での煙道径、煙突の高さ、排出口径等を記入すること。

※ばい煙の測定口

- ・測定口は、測定作業のしやすい直管部分に設置する。
- ・口径 φ100mm 程度
- ・施設 1 台ごとに 1 ヲ所ずつ設置する。

※煙突の高さ

ばい煙の排出が、周囲の生活環境を損なわないように煙突の高さやばい煙の処理の方法を工夫する。

- ④緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

2. 規制基準

(1) いおう酸化物

(1-1) 排出基準

次の式により算出したいおう酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

この式において q 、 K および He はそれぞれ次の値を表すものとする。

q : いおう酸化物の量 (単位: 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

K : 政令で定める地域ごとに掲げる値

昭和 51 年 9 月 1 日時点での仙台市域は $K=7.0$

上記以外の仙台市 (泉区、青葉区の宮城地域、太白区の秋保地域) は $K=17.5$

He : 補正された排出口の高さ (単位: メートル)

算出方法等については、ばい煙発生施設届出書の記入要領を参照

(1-2) 使用燃料中のいおう含有率

※燃料使用基準と地域に関する告示 宮城県知事告示第 1185 号 (昭和 47 年 12 月 26 日)

大気汚染防止法に基づく規制により、仙台市中心部では、毎年 11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで石油系燃料のいおう含有率は 0.7% 以下と決められています。

(2)ばいじんに係わる排出基準(抜粋)<既設は設置年月日により排出基準が異なります。個別にお問合せ下さい。>

施 設 の 種 類		規模 排ガス量 (万 Nm ³ /h)	排出基準 C (g/ Nm ³)	On (%)	備 考
伝熱面積 10m ² 以上の ボイラー	ボイラーのうちガスを専焼させるもの (規則別表第二の1)	4 以上	0.05	5	
		4 未満	0.10	5	
	ボイラーのうち重油、その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの (規則別表第二の2)	20 以上	0.05	4	
		4～20	0.15	4	
		1～4	0.25	4	
		1 未満	0.30	4	当分の間 On=Os とする。
	ボイラーのうち木くず、タイヤ類等を燃焼させるもの (規則別表第二の6)	4 以上	0.30	6	当分の間 On=Os とする。
		4 未満	0.30	6	当分の間 On=Os とする。
小型 ボイラー *1	ボイラーのうちガス、灯油、軽油、又は A 重油を燃焼させるもの (附則)	区分なし	適用猶予	なし	
	ボイラーのうち上記以外の液体燃料を燃焼させるもの (附則)	区分なし	0.30	4	
	ボイラーのうち上記以外のもの	区分なし	0.30	6	当分の間 On=Os とする。
廃棄物 焼却炉	火格子面積が 2m ² 以上であるか、又は焼却能力が 200kg/h 以上の廃棄物焼却炉 (規則別表第二の36)	〔廃棄物の 焼却能力〕			
		4t/h 以上	0.04	12	
		2～4t/h	0.08	12	
		2t/h 未満	0.15	12	
固定型 内燃機関 *2	ガスタービン(規則別表第二の56)	区分なし	0.05	16	
	ディーゼル機関(規則別表第二の57)	区分なし	0.10	13	
	ガス機関(規則別表第二の58)	区分なし	0.05	0	
	ガソリン機関(規則別表第二の59)	区分なし	0.05	0	
備 考	1. この表に掲げる施設のばいじん量は次の式により算出されたばいじん量とする。 $C = (21 - On)/(21 - Os) \times Cs$ この式において、C、On、Os、及び Cs はそれぞれ次の値を表すものとする。 C: ばいじん量(単位は g) On: この表に掲げる各項の施設について、同表に掲げる値とする。 Os: 排ガス中の酸素濃度(当該濃度が 20%を超える場合にあっては 20%とする。) Cs: 規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじん量(単位は g) 2. ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。				

この表は、ばいじんに係わる排出基準の一部を表したものです。(大気汚染防止法施行規則別表第二)

*1 伝熱面積 10m² 未満のボイラーで、燃料の焼却能力が重油換算 1 時間あたり 50L/h 以上のもの。

*2 固定型内燃機関の非常用について排出基準は適用しない。

(3)塩化水素に係わる排出基準(抜粋)

施設の種類	規 模	基 準	備 考
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m ² 以上であるか、又は焼却能力が 200kg/h 以上の廃棄物焼却炉 (規則別表第三の3)	700mg/Nm ³	この表に掲げる塩化水素の量は、次の式により算出するものとする。 $C = (21-12)/(21 - Os) \times Cs$ この式において、C、Os、及び Cs はそれぞれ次の値を表すものとする。 C: 塩化水素量(mg) Os: 排ガス中の酸素濃度(%) Cs: 規格 K0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素濃度を、0℃、1 気圧における排出ガス 1m³ 中の量に換算したもの(mg)

この表は、有害物質に係わる排出基準の一部を表したものです。(大気汚染防止法施行規則別表第三)

(4)窒素酸化物に係る排出基準(抜粋)<既設は設置年月日により排出基準が異なります。個別にお問合せ下さい。>

施 設 の 種 類			規模 排ガス量 (万 Nm ³ /h)	排出基準 C (ppm)	On (%)	備 考
ボイラー	ボイラーのうちガスを専焼させるもの (規則別表第三の二の1)		50 以上	60	5	
			4～50	100	5	
			1～4	130	5	
			1 未満	150	5	
	ボイラーのうち固体燃料を専焼させるもの (規則別表第三の二の2)		70 以上	200	6	
			4～70	250	6	
			4 未満	300	6	
	小型 ボイラー *1	ガス、灯油、軽油、又は A 重油を燃焼させるもの (附則)	区分なし	適用猶予	なし	
		固体燃料を燃焼させるもの (規則別表第三の二の2の2)	区分なし	350	6	
		液体燃料を燃焼させるもの (規則別表第三の二の2の3)	区分なし	260	4	
	ボイラーのうち前各項に掲げる以外のもの (規則別表第三の二の3)		50 以上	130	4	
			1～50	150	4	
			1 未満	180	4	
廃棄物 焼却炉	廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却をするもの(連続炉に限る。) (規則別表第三の二の25)		区分なし	450	12	
	廃棄物焼却炉のうち前項に掲げる以外のもの (規則別表第三の二の27)		連続炉以外のものは排ガス量4以上	250	12	
固定型 内燃機関 *2	ガスタービン (規則別表第三の二の47)		区分なし	70	16	
	ディーゼル機関 (規則別表第三の二の48)		(シリンダー内径)			
			400mm 以上	1200	13	
			400mm 未満	950	13	
	ガス機関(規則別表第三の二の49)		区分なし	600	0	
	ガソリン機関(規則別表第三の二の50)		区分なし	600	0	
備 考	1. この表に掲げる窒素酸化物量は次の式により算出された窒素酸化物の量とする。 $C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$ この式において、C、O_n、O_s、及び C_s はそれぞれ次の値を表すものとする。 C：窒素酸化物の量(単位は ppm) O_n：この表に掲げる各項の施設について、同表に掲げる値とする。 O_s：排ガス中の酸素濃度(当該濃度が 20%を超える場合にあっては 20%とする。) C_s：規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を、0℃、1 気圧における排ガス 1m³ 中の量に換算したもの(単位は ppm) 2. 窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。					

この表は、窒素酸化物に係わる排出基準の一部を表したものです。(大気汚染防止法施行規則別表第三の二)

*1 伝熱面積 10m² 未満のボイラーで、燃料の焼却能力が重油換算 1 時間あたり 50L/h 以上のもの。

*2 固定型内燃機関の非常用について排出基準は適用しない。

(5)ばい煙等の自主測定

ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者は大気汚染防止法第 16 条に基づくばい煙量等の測定を行い、その結果を定められた様式(大気汚染防止法施行規則様式 7 号)に従って記録したもののか、濃度計量証明書を 3 年間保存する義務があります。

(例)排ガス量 4 万 Nm³/h 未満で A 重油を燃料とし、年間を通して稼働しているボイラーの場合

- ・ばいじん、窒素酸化物濃度について 2 回/年実施してください。
- ・使用する燃料のいおう含有率はメーカーの燃料成分表等で把握に努めてください。

ばい煙測定の依頼についてはタウンページの「環境計量証明」等に記載されている機関にお問い合わせください。

ばい煙量等の測定について(抜粋) <設置年月日等により異なります。個別にお問合せ下さい。>

ばい煙等 測定項目	発生施設区分	測定頻度	測定結果
硫黄酸化物	排出されるばい煙量(硫黄酸化物の量)が 10Nm ³ /h 以上の施設	2 ヶ月に 1 回以上	3 年間保存
ばいじん	①排出ガス量*1 (②, ③に掲げるものを除く)		
	4 万 Nm ³ /h 以上	2 ヶ月に 1 回以上	
	4 万 Nm ³ /h 未満	1 年に 2 回以上	
	②廃棄物焼却炉		
	燃焼能力 4,000kg/h 以上	2 ヶ月に 1 回以上	
	燃焼能力 4,000kg/h 未満	1 年に 2 回以上	
	③ガス専焼のボイラー, ガスタービン 及びガス機関、燃料電池用改質器	5 年に 1 回以上	
窒素酸化物	①排出ガス量*1 (②に掲げるものを除く)		
	4 万m ³ /h 以上	2 ヶ月に 1 回以上	
	4 万m ³ /h 未満	1 年に 2 回以上	
有害物質 *2	排出ガス量*1 4 万 Nm ³ /h 以上	2 ヶ月に 1 回以上	
	排出ガス量*1 4 万 Nm ³ /h 未満	1 年に 2 回以上	

ばい煙量等の測定は、大気汚染防止法施行規則第 15 条に規定されています。

*1 排出ガス量とは、最大定格における湿りガス量です。

*2 カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素・ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物

※特定工場等の場合は、常時測定が必要な場合があります。

ばい煙発生施設設置等届出書の記入要領

(大気汚染防止法に基づく届出)

1. 別紙1(ばい煙発生施設の構造)

この用紙はボイラーなどのばい煙発生施設の構造について1枚の用紙に2施設分の記入ができます。3施設以上の場合はその枚数を増やしてください。

(1)工場又は事業場における施設番号を記入する。 例 3号ボイラー、2号加熱炉

(2)名称及び型式

セクショナルボイラー、水管ボイラー、連続式焼却炉のように記入し、型式も記入する。

(3)設置年月日

使用届の場合は、ばい煙発生施設の設置年月日を記入する。設置届、変更届の場合は斜線を引く。

(4)着手予定年月日、使用開始予定年月日

設置、変更の届出の場合のみ記入する。使用届の場合には斜線を引く。

(5)規模

施行令別表第一の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記入する。

2. 別紙2(ばい煙発生施設の使用の方法)

この用紙はボイラーなどのばい煙発生施設の使用の方法について1枚の用紙に2施設分の記入ができます。3施設以上の場合はその枚数を増やしてください。

(1)工場又は事業場における施設番号

別紙1と同様に記入し同じ順序にする。

(2)使用状況

ア. 1日の使用時間および月間使用日数等

施設の使用時間及び使用状況を〇時～〇時、時間/回、回/日、日/月のように記入する。

イ. 季節変動

暖房用ボイラーのように使用期間に季節変動のある場合にその期間を記入する。

通年使用の場合は「通年」と記入する。

ウ. 常用、非常用の別(参考事項の欄)

ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用、非常用(専ら非常用において用いられるものをいう。)を明記する。

(3)原材料(ばい煙発生施設が廃棄物焼却炉等の場合に記入)

ア. 種類

当該焼却炉において焼却する雑芥、木屑、廃プラスチック等の種類を記入する。

イ. 使用割合

ごみの混合割合について記入する。

ウ. 原材料中のいおう分、カドミウム分、鉛分、フッ素分

重量比(%)又は容積比(%)の別を明らかにして記入する。

エ. 1日の使用量

ごみの焼却量を記入する。

(4) 燃料

ア. 種類

重油の種類、ガスの種類等を記入する。 例 A 重油、都市ガス 13A

イ. 燃料中の成分割合(%)

灰分、いおう分、窒素分について重量比(%)又は容積比(%)の別を明らかにして記入する。

ウ. 発熱量

高位発熱量(総発熱量)及び低位発熱量(真発熱量)を kcal/kg として記入する。SI 単位系の記載でも可。

ただし、単位を明示のこと。

エ. 使用量(1 時間当たり)

L/h、kg/h として記入する。

オ. 混焼の場合に限り 1 日の燃料使用量の割合を記入する。

(5) 排出ガス量

当該施設から排出するガス量を、通常の作業状態の時と高負荷時について、温度が 0℃で圧力が 1 気圧の状態に換算して記入する。実測値、計画値、燃料使用量からの算出のうちいずれの方法でもよい。

(燃料使用量からの排出ガス量の概算例)

重油 1L あたり 15Nm³(空気比 1.4 の場合)、ガス 1Nm³ あたり 7.5Nm³(空気比 1.2 の場合)

(6) 排出ガス温度(平均)

排出口における排ガス温度(℃)を記入する。SI 単位系の記載でも可。ただし、単位を明示のこと。

(7) ばい煙の濃度

ばいじんは、温度が 0℃で圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1m³ 当たりのグラム数で、いおう酸化物・窒素酸化物は、容積比(ppm)でそれぞれ乾きガス中の状態について、通常の作業状態のときに発生する濃度と高負荷時に発生する濃度を記入する。

カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物についてもばいじんの場合と同様に記入する。

ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度を記入する。

(8) ばい煙量

燃料その他のものの燃焼に伴って発生するいおう酸化物の総量を記入する。

(いおう酸化物の計算例)

比重 0.85、いおう分が 0.6%の重油を 1 時間当たり 500L 使用する場合

いおう酸化物は、

$$500 \times 0.85 \times (0.6/100) \times 0.7 = 1.79 \text{ Nm}^3/\text{h}$$

発生する。

3. 別紙3(ばい煙の処理の方法)

この用紙はボイラーなどのばい煙の処理の方法について 1 枚の用紙に 2 施設分の記入ができます。3 施設以上の場合はその枚数を増やしてください。

なお、ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記載した概要図を添付すること。

(1) ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号

1号電気集塵機、2号サイクロン、3号煙突のように記入する。

(2) 処理するばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号

別紙1及び別紙2と同一の施設番号を別紙1及び別紙2と同一順序で記入し、ばい煙発生施設とばい

煙処理施設(煙突を含む)の関係を明示する。

(3) ばい煙処理施設の種類、名称及び型式(煙突の場合は不要)

ア. 種類

遠心力式集塵装置(サイクロン)、洗浄式集塵装置等のように記入する。

イ. 名称

メーカーによる商品名を記入する。

(例) ○○式バグフィルター F-120 型、○○式サイクロン S700 型 等

ウ. 型式

処理施設の特徴を記入する。

(例) ろ過式集塵機の場合 テトロンろ布、120m²、逆圧払落し型 等

(4) 設置年月日

使用届の場合は、ばい煙発生施設の設置年月日を記入する。設置届、変更届の場合は斜線を引く。

(5) 着手予定年月日、使用開始予定年月日

設置、変更の届出の場合のみ記入する。使用届の場合には斜線を引く。

(6) 処理能力

ア. 排出ガス量(m³N/h)

ばい煙処理施設で処理するガスを、0℃、1気圧の状態に換算して最大の場合、通常の場合について記入する。

イ. 排出ガス温度

処理前については処理施設入口の温度、処理後については処理施設の出口の温度を記入する。

ウ. ばい煙の濃度、ばい煙量

別紙2の記入要領(7)及び(8)に準じて、処理前については処理施設の入口の濃度を、処理後については処理施設の出口の濃度を記入する。

エ. 捕集効率(%)

ばい煙処理施設の捕集効率を%にして記入する。

(例) 捕集効率 = (入口ばいじん量 - 出口ばいじん量) / 入口ばいじん量 × 100

(7) 使用状況

ア. 使用時間及び月間使用日数等

当該ばい煙発生施設の使用時間及び使用状態を○時～○時、時間/回、回/日、日/月等のように記入する。

イ. 季節変動

使用期間に季節変動のある場合はその期間を記入する。変動のない場合は、通年、変動なし等記入する。

(8) 煙突の高さ等

煙突(排出口)の高さは地盤上(G.L.)の高さを記入し、頂口径は円形(・)角形(□)を明示して、サイズを記入する。

(9) 補正された排出口の高さ(He)

次の式によって算出すること。ただし、煙突排出口が横向き、陣笠がある場合は、(8)煙突の高さを記入する。

$$J=1/\sqrt{Q \times V} \times [1460-296 \times V/(T-288)]+1$$

$$H_t=2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T-288) \times (2.30 \log J + 1/J - 1)$$

$$H_m=(0.795 \times \sqrt{Q \times V})/(1+2.58/V)$$

$$H_e=H_o+0.65 \times (H_m+H_t)$$

(注)これらの式においては H_e 、 H_o 、 Q 、 V 及び T はそれぞれ次の値を表すものとする。

H_e : 補正された排出口の高さ(m)

H_o : 排出口の実高さ(m)

Q : 15°Cにおける排出ガス量 (m³/s)

V : 排出ガスの排出速度 (m/s)

T : 排出ガスの温度(絶対温度)

(10) 排出速度

排出口における排出ガスの速度を記入する。

様式第1

ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

仙台市長 様

住所 〒981-0081

仙台市青葉区一番町〇丁目〇-〇

届出者 氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇〇

Tel 022-261-0000

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

大気汚染防止法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項)の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇〇〇〇 〇〇工場 Tel 022-261-1111	※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地	〒981-0071 仙台市青葉区国分町三丁目 7-1	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類の種類	(施行令別表第1の番号、名称、設置数) ① ボイラー 〇基	※ 施 設 番 号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり。	※ 審 査 結 果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※ 備 考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		

備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号		3号ボイラー	
名称及び型式		〇〇鉄工 炉筒円管式 HP-1000L	
設置年月日		年 月 日	←使用、変更届出 の場合のみ記入
着手予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	←設置、変更届出 の場合のみ記入
使用開始予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	←設置、変更届出 の場合のみ記入
規模	伝熱面積 (m^2)	〇〇. 〇	規模についてはばい煙発生 施設の規模要件となってい る項目を記入してください。 (ボイラーの例) 伝熱面積、燃料の燃焼能力
	燃料の燃焼能力(重油換算 L/h)	〇〇. 〇	
	原料の処理能力 (t / h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m^2)		
	変圧器の定格容量 (K V A)		
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg / h)		
	焼却能力 (k g / h)		
	乾燥施設の容量 (m^3)		
	電流容量 (k A)		
	ポンプの動力 (k W)		
合成・漂白・濃縮能力 (kg / h)			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の該当下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格 A4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

別紙2

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		3号ボイラー					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等		6時～ 20時 14時間/回 1回/日 25日/月				
	季節変動		7月～9月 休止				
原材料ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類						
	使用割合						
	原材料中の成分割合(%)		いおう分() カドミウム分()	鉛 分() 弗素分()	いおう分() カドミウム分()	鉛 分() 弗素分()	
	1日の使用量						
燃料又は電力	種類		A重油				
	燃料中の成分割合(%)		灰 分 (0.01%wt)	いおう分 (0.7%wt)	窒素分 (0.01%w)	灰 分 ()	いおう分 () 窒素分 ()
	発熱量		高位 11,090 kcal/kg 低位 10,290 kcal/kg				
	通常の使用量		最大 84.0 L/h 通常 72.5 L/h				
	混焼割合		専 焼				
排出ガス量 (m³/h)		湿り	最大 1,230 通常 1,111			最大	通常
		乾き	最大 1,120 通常 1,010			最大	通常
排出ガス温度(℃)		290					
排出ガス中の酸素濃度(%)		4.0					
ばい煙の濃度	ばいじん (g/m³)		最大 0.20 通常 0.10			最大	通常
	いおう酸化物(容量比 ppm)		最大 384 通常 370			最大	通常
	カドミウム及びその化合物 (mg/m³)		最大 通常			最大	通常
	塩素(mg/m³)		最大 通常			最大	通常
	塩化水素(mg/m³)		最大 通常			最大	通常
	弗素、弗化水素及び弗化珪素(mg/m³)		最大 通常			最大	通常
	鉛及びその化合物(mg/m³)		最大 通常			最大	通常
	窒素酸化物(容量比 ppm)		最大 135 通常 120			最大	通常
ばい煙量	いおう酸化物(m³/h)		最大 0.444 通常 0.267			最大	通常
参考事項							

- 備考 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとすること。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 5 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における 施設番号				1号煙突		
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場 における施設番号				3号ボイラー		
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式						
設 置 年 月 日				年 月 日		年 月 日
着 手 予 定 年 月 日				年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日				年 月 日		年 月 日
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 (m³/h)		最 大			
			通 常			
	排 出 ガ ス 温 度 (°C)		処 理 前			
			処 理 後			
	ばい煙の濃度	ばいじん (g/m³)	処 理 前			
			処 理 後			
		いおう酸化物 (容量比 ppm)	処 理 前			
			処 理 後			
		カドミウム及びその 化合物 (mg/m³)	処 理 前			
			処 理 後			
		塩 素 (mg/m³)	処 理 前			
			処 理 後			
		塩 化 水 素 (mg/m³)	処 理 前			
			処 理 後			
		弗素、弗化水素及び 弗化珪素 (mg/m³)	処 理 前			
			処 理 後			
		鉛及びその化合物 (mg/m³)	処 理 前			
			処 理 後			
	窒 素 酸 化 物 (容量比 ppm)	処 理 前				
		処 理 後				
	いおう酸化物 (m³/h)	最大	処 理 前			
			処 理 後			
		通常	処 理 前			
			処 理 後			
捕集効率(%)	ばいじん					
	いおう酸化物					
	カドミウム及びその化合物					
	塩 素					
	塩 化 水 素					
	弗素、弗化水素及び弗化珪素					
	鉛及びその化合物					
	窒 素 酸 化 物					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等		6時～ 20時 14時間/回 1回/日 25日/月			
	季 節 変 動		7月～9月 休止			
排出口の実高さ Ho(m)			17.0m 0.4mφ		排出口径も記入。	
補正された排出口の高さ He(m)			最大 22.7 通常 19.4			
排 出 速 度 (m/s)			最大 2.03 通常 1.64			

処理施設によりばい煙の処理を行っている場合には処理について記入する。
 (捕集率0%の項目は記載しない。)

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 補正された排出口の高さ He は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 5 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。